

「国民生活研究」第 60 巻第 2 号 (2020 年 12 月)

[編集委員就任挨拶]

編集委員に就任して

早稲田大学大学院法務研究科教授 後藤 巻則

『国民生活研究』は、国民生活研究所の機関誌として 1962 年 4 月に創刊され、70 年 10 月から国民生活センターに受け継がれた。以後、71 年 3 月まで国民生活センターの機関誌としてほぼ毎月発行された後、同センターの事業分野の拡大に伴い、『国民生活研究』一誌でその活動を収めることが困難になったことから、71 年 6 月からは同センターのもっぱら調査研究分野の機関誌となった。

1960～70 年代というと、戦後の経済混乱の中、主婦たちの不良商品追放運動など、生活防衛的・生活維持的消費者運動が展開された時期に続いた時期であり、にせ牛缶詰事件 (1960 年) を契機とする景品表示法の成立 (1962 年)、カネミ油症事件 (1968 年頃に発生)、スモン事件 (1950 年代中頃から発生)、サリドマイド事件 (1960 年前後から発生) などの食品・医薬品による消費者被害の多発、割賦販売の普及と割賦販売法の成立 (1961 年)、訪問販売・通信販売の普及・マルチ商法被害の多発を受けた訪問販売法の成立 (1976 年) など、戦後の経済成長に伴う消費者問題の発生とそれに取り組む消費者法の生成の時期であり、1968 年には、消費者保護基本法が制定されている。

消費生活にかかわる雑誌としては、『暮らしの手帖』が商品テストを始めたのが、1954 年の第 26 号からであるが (後に『暮らしの手帖』となった『スタイルブック』は、1946 年創刊)、法律雑誌の特集として、「消費者問題」がまとまった形で取り上げられたのは 1970 年代に入ってからであり (『ジュリスト』475 号、1971 年)、北川善太郎「消費者保護の法構造」(『法律時報』45 巻 12 号、1973 年) などの論稿、正田彬 (『消費者の権利』岩波新書、1972 年)、竹内昭夫「消費者保護」(『現代の経済構造と法』筑摩書房、1975 年) などの著作が現れたのも、1970 年代である。

アメリカで、ケネディ大統領の特別教書が、消費者には 4 つの権利 (安全である権利、知らされる権利、選択する権利、意見を聞いてもらう権利) があることを宣言したのが、1962 年である。『国民生活研究』は、これと時を同じくしてスタートした先駆的専門誌で

あり、一貫して、消費者問題をはじめとする幅広い生活問題の調査研究を積み重ねてきた。その意味で、『国民生活研究』は、この分野における特別な存在である。

『国民生活研究』は、国民生活センターが行った調査研究の成果を掲載するだけでなく、各分野の研究者、法律実務家、消費生活相談員、消費者団体の担い手、行政職員、医師など、多くの専門家に門戸を開き、その時々々の社会の要請に即応したテーマを多角的に取り上げている。

私は、大学で民法と消費者法を担当しているが、この度、『国民生活研究』の編集委員に加えていただいた。取り上げるべき企画の立案や投稿原稿の採否にかかわる重い役割を担うことになり緊張しているが、他の編集委員のみなさんと協力し、微力を尽くして取り組みたいと考えている。